

新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新城市は、自発的かつ公益的な市民活動や市内で起業し、又は創業する若者及び女性の活動を支援し、市民自治確立のため、新城市補助金等交付規則(平成17年新城市規則第43号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民 住民若しくは市内に在勤若しくは在学する者又は市内において公益活動を行う団体をいう。
- (3) 若者 おおむね16歳からおおむね29歳までの市民をいう。
- (4) コミュニティビジネス 地域課題の解決やニーズの充足を地域住民が主体となって、ビジネスの手法を用いて継続的に行っていく事業

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事業で別表第1に掲げる事業とする。

- (1) 市全域又は新城市地域自治区条例(平成24年新城市条例第30号)第2条に規定する複数の地域自治区を対象区域とする事業で地域が抱える課題等に対し、市民が自発的に解決に取り組む事業(以下「自由事業」という。)
- (2) 地域が抱える課題解決を図るためのコミュニティビジネスの立ち上げを目的とした事業(以下「コミュニティビジネス立ち上げ事業」という。)

2 前項の規定にかかわらず次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者(候補者を含む。)若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 活動を行う団体の構成員の交流又は親睦等を目的とする事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (8) この事業について、他の制度から補助金等の交付を受ける事業(ただし、コミュニティビジネス立ち上げ事業を除く。)

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象事業者」という)は、活動拠点が市内にある団体であって次の要件を満たすものとする。

- (1) 営利活動を目的としていないこと(ただし、コミュニティビジネス立ち上げ事業を除く。)

- (2) コミュニティビジネス立ち上げ事業においては、補助対象事業年度までに、コミュニティビジネスを新たに開業するもの、又は既存事業体がコミュニティビジネス創業に取り組むもの（募集締切日から起算して、開業した日以後の期間が1年未満のものを含む。）

（補助対象外経費等）

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は補助の対象としない。

- (1) 人件費（コミュニティビジネス立ち上げ事業を除く。）
- (2) 食糧費
- (3) 用地費
- (4) 施設、設備費の維持管理費（コミュニティビジネス立ち上げ事業を除く。）
- (5) 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- (6) その他事業の実施に直接関係のない経費、又は市長が社会通念上適切でないと認めた経費

（補助金の補助率等）

第6条 補助金の補助率、補助限度額等については、次の表のとおりとする。なお、補助率は補助対象経費に対する率とし、補助金の交付額は、千円未満を切り捨てる。

	区 分	補助率	補助限度額	構成員数
自由事業	育成期	9 / 10 以内	30万円	16歳以上の市民5人以上で構成する団体であること
	自立期	8 / 10 以内	60万円	16歳以上の市民10人以上で構成する団体であること
	拡充期	2 / 3 以内	100万円	16歳以上の市民10人以上で構成する団体で、団体設立後5年以上経過し、過去の活動実績が証明できる団体が対象。
コミュニティ ビジネス立ち 上げ事業	コミュニティ ビジネスの立 ち上げ期を支 援する	初年度 9 / 10以内 2年目 2 / 3以内	100万円	16歳以上の市民2人以上で構成し、次の要件のいずれかに該当する事業であること。 (1)若者が半数以上の団体 (2)女性が半数以上の団体

- 2 補助金及び補助対象事業によって生ずる収入の合計が補助対象事業の事業費を上回らないこととする。（ただし、コミュニティビジネス立ち上げ事業を除く。）

（補助対象期間）

第7条 補助対象事業を実施することのできる期間は、当該年度限りとする。

（補助金の交付回数）

第8条 補助金の交付回数は、同一年度内において1団体につき1回までとし、それぞれの区分における利用限度回数は次の表のとおりとする。

	区分	利用限度回数
自由事業	育成期	同一団体につき2回まで補助金の交付が可能
	自立期	同一団体につき2回まで補助金の交付が可能
	拡充期	利用限度回数はなし
コミュニティビジネス立ち上げ事業	コミュニティビジネスの立ち上げ期を支援する	同一団体につき2回まで補助金の交付が可能

(企画書の提出)

第9条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請団体」)は、市長が別に定める期間内に、新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金企画書(様式第1又は様式第2)(以下「企画書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款又は規則、会則、その他これらに準ずるもの
- (4) 団体の予算書(収支予算書と同じ場合は不要)
- (5) 団体の役員名簿等の組織状況が把握できる書類
- (6) 収支予算書の金額を裏付ける見積書等
- (7) コミュニティビジネスに関する計画書(コミュニティビジネス立ち上げ事業のみ)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(企画書の審査等)

第10条 企画書の審査は新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金審査委員会(以下「委員会」という。)が行うものとする。

- 2 委員会は、前条の企画書を受理したときは、新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金交付審査要領により審査し、その結果を市長に提出するものとする。

(審査結果の通知)

第11条 市長は、前条第2項の審査の結果をもとに企画の決定を行い、その結果を申請団体に新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金内定通知書(様式第3)により通知するものとする。

(補助金交付申請等)

第12条 交付申請等の手続きは、規則により行い、別表第2に掲げる様式によるものとする。
(事業の報告)

第13条 申請団体は、事業の実施状況と成果がわかるもの（以下「成果報告書」という。）を市に提出しなければならない。

2 市は前項の成果報告書に基づき成果を公表するものとする。

3 コミュニティビジネス立ち上げ事業においては、起業を証明する書類や今後の事業計画書等を提出するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

補助対象事業

1	保健、医療又は福祉の増進を図る事業
2	社会教育の推進を図る事業
3	まちづくりの推進を図る事業
4	観光の振興を図る事業
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る事業
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業
7	環境の保全を図る事業
8	災害救援事業
9	地域安全事業
10	人権の擁護又は平和の推進を図る事業
11	国際協力の事業
12	男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
13	子どもの健全育成を図る事業
14	情報化社会の発展を図る事業
15	科学技術の振興を図る事業
16	経済活動の活性化を図る事業
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
18	消費者の保護を図る事業

19	前各号に掲げる事業を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の事業
----	---------------------------------------

別表第2（第11条関係）

手 続	様 式 名 称	補助金交付要綱 に定める様式
企画内容の申請（自由事業）	補助金企画書（自由事業）	様式第1
企画内容の申請（コミュニティビジネス立ち上げ事業）	補助金企画書（コミュニティビジネス立ち上げ事業）	様式第2
内定の通知	補助金内定通知書	様式第3
交 付 の 申 請	補助金等交付申請書	様式第4
決 定 の 通 知	補助金等交付決定通知書	様式第5
概 算 払 請 求	概算払請求書	様式第6
事業計画内容の変更等	補助金等計画変更承認申請書	様式第7
変更交付の決定	補助金等変更交付決定通知書	様式第8
着 手 届	事業着手報告書	様式第9
実 績 報 告	実績報告書	様式第10
交付金額の確定	補助金等確定通知書	様式第11
請 求	補助金請求書	様式第12

